

みんな
知っているかな?

としまく 豊島区



こ けんり かん じょうれい 子どもの権利に関する条例



SDGs 未来都市としま
TOSHIMA International City of Arts & Culture
豊島区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

4 質の高い教育を
みんなに

10 人や国の不平等
をなくそう

11 住み続けられる
まちづくりを

16 平和と公正を
すべての人に

としまく こ きぼう いま い じだい にな ねが
豊島区では、子どもたちが希望をもって今を生き、次代を担っていくことを願い、
へいせい としまく こ けんり かん じょうれい せいてい
平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。

こ 子どものみなさん

あなたの人生の主人公はあなたです

あなたのことは、あなたが選んで

決めることができます

失敗しても、やりなおせます

困ったことがあったら、

助けを求めていいのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、

あなたの立場に立って、

あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく

生きていけるように、

いつしよに考えていきましよう

あなたという人は、

世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

条例前文より

こ 子どもとは

さい みまん ひと
18歳未満のすべての人

さい いじょう さい みまん がっこう こ かん しせつ ざいせき ひと
18歳以上20歳未満で学校や子どもに関する施設に在籍している人

大切な こ子どもの けんり権利

けん権 り利 って
なんだろう？

けんり「権利」とは、ひと人として生きるために、いどんな人にも
みとめ認められ、まも守られるものです。こ子どももひとり一人ひとり
そんざいかけがえのない存在です。ほか他の人ひととお互いにけんり権利を
そんちよう尊重あし合うことがたいせつ大切です。

としまく豊島区は、こ子どもたちの
たいせつ「大切な権利」としておお大きく
さだ7つ定めているよ！



たい せつ
大切な
けん り
7つの権利

自分らしく健やかに成長する
みんなが持つべき
ための大切な権利

あんしん
安心して
生きること

こせい そんちよう
個性が尊重
されること

かけがえの
ない時を
過ごすこと

おも
思いを
つた
伝えること

じぶん
自分で
き
決めること

しえん
支援を
もと
求めること

しゃかい なか
社会の中で
そだ
育つこと

けんり つぎ しょうかい
7つの権利をひとつずつ、次のページから紹介するよ



安心して生きること



君は大切な存在だよ!

子どもは、愛されながら育ててもらうことができます。
あらゆる差別や偏見を受けることもありません。
また、虐待や体罰、いじめを受けずに安全安心に過ごすことができます。

豊島区子どもの権利に関する条例第6条より

こ 個

せい そんちよう 性が尊重されること



じぶん い 自分らしく生きていこう！

子どもは、一人ひとりの違いが個性として認められます。
それぞれの可能性を大切にしながら自分らしく成長することが
できます。

また、人に知られたくないことや秘密が守られ、プライバシーが尊重されます。

としまく こ けんり かん じょうれいたい じょう
豊島区子どもの権利に関する条例第7条より



じぶん
自分がやりたいことをやろう!

こどもは、自分の成長に合わせて、自分のことを決めることができます。

自分のことを決めるときに必要な情報について、周りのおとなからわかりやすく説明してもらうことができます。

としまく こ けんり かん じょうれいだい じょう
豊島区子どもの権利に関する条例第8条より



つた いを伝えること



じぶん きも つた 自分の気持ちを伝えよう!

こどもは、自分の思っていることや考えたことをおとなに伝えることができます。その意見は「子どもだから」と軽く扱われることはありません。

また、自分の思いを自由に表現したり、仲間と集まって活動することができます。

としまく こ けんり かん じょうれい たい じょう
豊島区子どもの権利に関する条例第9条より

か

とき す けがえのない時を過ごすこと



いま とき たいせつ 今しかない時を大切にしよう!

子どもは、自分の成長に合わせて遊んだり、学んだり、仲間と集まることができます。また、ゆったりと休んだり、自由な時間を過ごすことができます。

自由な時間の中で、色々な文化や芸術、スポーツに触れることで、自分らしく成長することができます。

としまく こ けんり かん じょうれいだい じょう 豊島区子どもの権利に関する条例第10条より



かい なか そだ 会の中で育つこと



きみ ちいき なかま 君も地域の仲間だよ!

子どもは、大切な地域の一員です。地域の一員として、地域活動に参加することができます。

また、地域の文化や伝統を学び、自分の地域をよりよく知ることができます。

としまく こ けんり かん じょうれいだい じょう
豊島区子どもの権利に関する条例第11条より



えん もと 援を求めること



きみ ひとり 君は一人じゃないよ!

子どもは、自分には不安に思うことや困っていることを相談することができます。

虐待や体罰、いじめなどで自分の心や体が傷つけられそうなどときには、周りのおとなに助けを求めることができます。

としまく こ けんり かん じょうれい だい じょう 豊島区子どもの権利に関する条例第12条より

たいせつ けんり きず まえ
大切な権利が傷つけられる前に

そうだん ひと そうだん
相談しやすい人に相談しよう!

こま 困ったことがあったら、かぞく がっこう ちいき なか そうだん
家族や学校や地域の中で相談しやすい
ひと はな はなし き
人に話してみよう。みんなの話をしっかり聴いてくれるよ。



としまく
豊島区



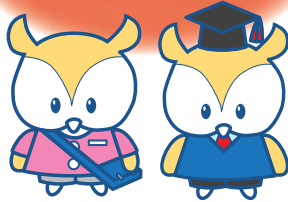
かぞく
家族



こ
子ども



がっこう
学校



ちいき
地域



みんなは「アシスとしま」を知っているかな?

だれ 誰に相談すれば良いのかわから
ないときは、としまく
「アシスとしま」に相談してみよう!
どんなことでも、やさしくお話を
き 聴いてくれるよ。



「アシスとおはなし」も使ってみてね!

くりつ 区立の小中学校に通っているみんなは、タブレット
パソコンから「アシスとしま」へメッセージを送る
ことができるよ!



もし、^{たいせつ}大切な^{けんり}権利が

^{きず}傷つけられてしまったら

^こ子ども^{けんり}の権利^{ようご}擁護^{いいん}委員

が、^{まも}みんなのことを守ってくれるよ!

^こ子どもたちの
^{たいせつ}大切な^{けんり}権利を
^{まも}守ります



^こ子どもの^{けんり}権利^{ようご}擁護
^{いいん}委員は、みんなの
^{たいせつ}大切な^{けんり}権利を守る
ために活動してい
るよ。

みんなの^{たいせつ}大切な
^{けんり}権利が^{きず}傷つけられ
てしまったら、すぐ
に^{そうだん}相談してね!



^こ子どもの^{けんり}権利^{いがい}以外
にも、お友達^{ともだち}のこと
や、^{がっこう}学校のこと、
^{かぞく}家族のことでも、
^{こま}困ったことがあつ
たら、^{えんりよ}遠慮せずに
^{なん}何でも^{はな}話してね!

^{つき}月に^{かい}1回、^{ちゅうこうせい}中高生

センタージャンプ

^きにも来てくれるよ



どんなものがあるのかな？

じょうれい

もと

としまく

とりく

条例に基づくとしま島の取組み

4条

としま子ども月間

11月は「としま子ども月間」。子どもの権利について
たくさんの人に知ってもらうための広報活動や
イベントを実施しているよ。



20条

としま子ども会議

子どもたちの意見表明や社会参加の場として
実施しているよ。他の子どもたちとも交流
することができるから、参加してみてね。



21条

子どもスキップ、中高生センタージャンプ

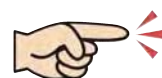
休んだり、遊んだり、勉強したり、安心して過ごせる大切
な「居場所」として、スキップやジャンプなどの施設が
あるよ。



ここに書いていること以外にもみんなの
日常生活の中で条例に関する取組みは
たくさんあるよ



「としまく 子どもの権利に関する条例」はこちら



しょう かい ご 紹 介

このパンフレットの表紙や4コママンガは、令和
3年度に開催した「トキワ荘のまち4コママンガ大
賞」に入賞した、代々木アニメーション学院の漫
画家を目指す2名の学生さんが描いてくれました。



たきた ひびき さま
瀧田ひびき 様

せいさくかしょ 制作箇所

ひょうし 表紙

- 4P 安心して生きること
- 5P 個性が尊重されること
- 6P 自分で決めること



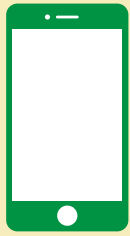
おかだ なおや さま
岡田直弥 様

せいさくかしょ 制作箇所

ひょうし 表紙

- 7P 思いを伝えること
- 8P かけがえのない時を過ごすこと
- 9P 社会の中で育つこと
- 10P 支援を求めること

なまえ
※お名前はいずれもペンネームです



こま なや そうだん
困ったり、悩んだりしたとき、相談できます

あなたが、困ったり、不安なことがあるときは、ひとりで抱え込まないで、
 相談してください。相談した内容や、他の人に知られたくない「ひみつ」は
 守られます。

こ わか もの そう ごと そう だん
子ども若者総合相談「アンスとしま」

学校のこと、普段の生活、おうちのことなど、どんな悩みでも相談できます。
 電話でも、区役所の窓口でも相談を受け付けています。

場 所 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所4階 11 番窓口

電話番号 03-4566-2476

メール A0017309901@city.toshima.tokyo.jp

受付時間 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後4時30分 <祝日・年末年始を除く>
 (午後4時30分～午後5時15分は予やくのみ受けつけます。)

こ せんよう
子どもの専用フリーダイヤル

友達のことや家族のことなど、心配なことがあったら何でも電話で相談できます。

電話番号 0120-618-471 (電話のお金はかかりません。)

受付時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後6時 土曜日：午前9時～午後5時

きょういく でんわ そうだん
教育センター電話相談

学校のことやおうちのことなど、電話で相談できます。

電話番号 03-3983-0094 (相談するときは、名前を言わなくて大丈夫です。)

受付時間 月曜日～土曜日：午前9時～正午 午後1時～午後5時 <祝日・年末年始を除く>

ちゅうこうせい
中高生センタージャンプ

ジャンプは中高生のための、中高生がつくる、中高生の居場所です。月1回「子どもの
 権利擁護委員」が来てくれて、日頃のことや悩みなど、幅広く話を聴いてくれます。

ジャンプ東池袋 豊島区東池袋 2-38-10 ☎03-3971-4931

ジャンプ長崎 豊島区长崎 2-24-13 ☎03-3972-0035

開館時間 月曜日～金曜日：午前10時～午後8時 (中学生の利用は午後7時まで)

土曜日・日曜日：午前10時～午後6時

※どちらも祝日や年末年始は休館です。

としまく こ けんり かん じょうれい
豊島区子どもの権利に関する条例

しゅうちよう
周知用パンフレット

発行 豊島区子ども家庭部子ども若者課

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 電話：03-4566-2471

制作協力 **代々木アニメーション学院**